

議案第64号

令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度双葉町下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度双葉町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第8条を9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
下水道災害復旧工事	令和7年度から 令和8年度まで	400,000 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	270,274 千円	△183 千円	270,091 千円
第2項 営業外収益	268,133 千円	△183 千円	267,950 千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	654,772 千円	△172,783 千円	481,999 千円
第1項 営業費用	643,760 千円	△172,783 千円	470,977 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない

経費の額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,447 千円	417 千円	7,864 千円
(他会計からの補助金)			

第5条 予算第9条中「650,477 千円」を「665,294 千円」に改める。

令和7年12月9日提出

双葉町長 伊澤 史朗